

組合規程の一部変更について

(個人情報保護管理規程の一部変更と別表1と別表2の廃止、個人情報保護法に基づく公表事項の制定)

令和6年12月2日以降、被保険者証の新規発行が終了し、被保険者証に関する条文が改正されることにともない、規程の一部を変更した。利用目的の変更にあって規程変更を要しないよう別表1と別表2を廃止した。利用目的の公表については、新たに個人情報保護法に基づく公表事項を制定した。組合員の権利義務に関する規程のため公告する。

令和6年12月2日

HOYA健康保険組合

理事長 中川 知子



記

1. 一部変更した規程名 個人情報保護管理規程
 個人情報保護管理規程 別表1と別表2の廃止
 個人情報保護法に基づく公表事項の制定
2. 施行年月日 令和6年12月2日

以 上

<個人情報保護管理規程 新旧条文対照表>

新	旧
<p>【目的】</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。）、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。）に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、HOYA健康保険組合（以下「組合」という。）が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p>	<p>【目的】</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」（平成16年12月27日保発第1227001号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイドライン」という。）、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下「特定個人情報ガイドライン」という。）、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。）に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、HOYA健康保険組合（以下「組合」という。）における被保険者及びその被保険者及び被扶養者（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）の組合が保有する個人情報について適正な取扱いを図るとともに、個人情報の漏えい・滅失又はき損等（以下「漏えい等」という。）を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p>
<p>【用語の定義】</p> <p>第2条 本規程で用いる用語の定義は、本規程で定めがない限り、法及び番号法で定めるところによる。</p> <p>2 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドラインに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p>	<p>【個人情報の定義】</p> <p>第2条 本規程による「個人情報」とは、法第2条第1項に定める特定の個人を識別することができるものをいい、紙に記載されたものであるか、写真・映像や音声であるか、電子計算機・光学式情報処理装置等のシステムにより処理されているかは問わない。また、この組合における個人情報は原則として別表1に掲げるものとする。</p>

<p>3 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。</p>	<p>2 本規程による特定個人情報とは、番号法第2条第8項に定める個人番号をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイダンスに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。</p> <p>5 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。</p>
<p>【個人情報の利用目的の特定と公表等】</p> <p>第3条 組合が取得する個人情報の利用目的は、原則としてあらかじめ組合のホームページ等で公表し、あらかじめ公表していない利用目的で個人情報を取得したときは、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または組合のホームページ等で公表することとする。</p> <p>2 個人情報の利用目的の変更は、前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うこととし、利用目的を変更したときは、変更された利用目的について、本人に通知し、又は組合のホームページ等で公表することとする。</p>	<p>【個人情報の利用目的の特定と公表等】</p> <p>第3条 個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的を別表2においてできる限り特定し、被保険者等本人にわかりやすい形で通知し、またはホームページ、組合・事業所掲示板への掲示、広報紙等で公表する。また、新たに個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を被保険者等本人に通知し、または前記手段等を用いて公表する。</p> <p>2 組合は、法第18条第3項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p>3 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。</p> <p>4 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</p>

<p>ないで、<u>個人データを第三者に提供してはならない</u>。ただし、同条5項各号に定める場合において、<u>個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする</u>。</p> <p>2 当該<u>個人データ</u>が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、<u>個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。）に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに個人データを提供した日から3年間保存しなければならない</u>。</p> <p>4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から<u>個人データの提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない</u>。</p>	<p>を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとする。</p> <p>2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。</p> <p>3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。）に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p>
<p>【個人情報の適正な取得及び正確性の確保】</p> <p>第5条 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 法第20条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>【管理組織】</p> <p>第6条 個人情報保護に関する管理組織として、個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者を設置するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、管理組織について必要な事項は、理事長が定める。</p>	<p>【個人情報の適正な取得及び正確性の確保】</p> <p>第5条 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 法第20条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>【管理組織】</p> <p>第6条 個人情報保護に関する管理組織として、個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者を設置するものとする。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、管理組織について必要な事項は、理事長が定める。</p>

【個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等】

第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、健保組合の役職員に対する教育訓練、外部委託業者の監督、保有個人データの開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な事項の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

- 2 個人情報保護管理担当者は、事務長が就任するものとし、個人情報取扱責任者の指揮のもと、前項に定める個人情報保護に関する必要な措置を実行するものとする。

【守秘義務】

第8条 役職員及び組合会議員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

【安全管理措置】

第9条 個人データの保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人データの整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人データへの不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、関連諸規程による。

【死者に関する情報の管理】

第10条 組合が保有する死者に関する情報を保存している場合には、組合は漏えい等の防止のため、個人データと同等の安全管理措置を講じる。

【個人情報取扱責任者及び個人情報保護管理担当者の責務等】

第7条 個人情報取扱責任者は、常務理事が就任するものとし、個人情報保護の徹底が図られるよう、各種安全対策の実施、健保組合の役職員に対する教育訓練、外部委託業者の監督、個人情報に関する開示請求や苦情処理等を適切に行うなど個人情報保護に関して必要な事項の全般を管理し、理事長など役員とともに、その責任を負うものとする。

- 2 個人情報保護管理担当者は、事務長が就任するものとし、個人情報取扱責任者の指揮のもと、前項に定める個人情報保護に関する必要な措置を実行するものとする。

【守秘義務】

第8条 役職員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等をしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

【個人情報の管理】

第9条 被保険者等の個人情報が記載された文書等（帳票、電子データ等全ての記録様式を含む。以下同じ。）の保管場所については常時施錠し、その鍵の管理は、個人情報取扱責任者が行うものとする。また、個人情報取扱責任者は第7条に定める安全対策として、個人情報が記載、記録された文書等について整理及び保管状況を把握するとともに、電子計算機及び番号法第2条第14項に定める情報提供ネットワークシステムへの接続環境の管理を適正に実施するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、被保険者等の個人情報への不当なアクセス並びに故意又は過失による虚偽入力、書換え及び消去を防止するため必要な事項に関しては、関連諸規程による。

【死者に関する情報の管理】

第10条 組合が死者に関する情報を保存している場合には、組合は漏えい等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講じる。

【個人データの廃棄及び消去】

- 第11条 個人データを廃棄又は消去するときは、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人データを読み取不可能な状態にしなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、個人データの廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、個人情報取扱責任者が決定する。

【個人情報の廃棄及び消去】

- 第11条 被保険者等の個人情報が記載された文書等の廃棄を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人情報を読み取不可能な状態にしなければならない。
- 2 電子計算機及び光学式情報処理装置の廃棄又は転売・譲渡等(リースの場合は返却)を行う場合は、個人情報取扱責任者の指示に従い、ハードディスク内のデータを復元不可能な状態にしなければならない。
- 3 特定個人情報については、必要でなくなった場合かつ所管法令で定める保存期間を経過した場合、前二項に定める方法により、可及的速やかに廃棄又は消去しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、個人情報の廃棄及び消去のため必要な事項に関しては、個人情報取扱責任者が決定する。

【教育訓練】

- 第12条 個人情報取扱責任者は、役職員の採用及び組合会議員の就任に当たり、個人情報保護の重要性等について理解し遵守の徹底が図られるよう必要な研修、教育を実施するほか、随時、役職員及び組合会議員に対し、個人情報保護に関して必要な研修、教育を実施する。
- 2 前項に定める研修、教育を実施した場合、個人情報取扱責任者または個人情報保護管理担当者は、実施時期、場所、対象者及び内容を記録し保存するものとする。

【教育訓練】

- 第12条 個人情報取扱責任者は、役職員の採用及び組合会議員の就任に当たり、個人情報保護の重要性等について理解し遵守の徹底が図られるよう必要な研修、教育を実施するほか、随時、役職員及び組合会議員に対し、個人情報保護に関して必要な研修、教育を実施する。
- 2 前項に定める研修、教育を実施した場合、個人情報取扱責任者または個人情報保護管理担当者は、実施時期、場所、対象者及び内容を記録し保存するものとする。

【委託先の監督】

- 第13条 個人データに関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【委託先の監督】

- 第13条 組合の被保険者等の個人情報に関する業務を委託した場合には、委託業務に用いる個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

【外部委託】

- 第14条 個人データに関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる

【外部委託】

- 第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる

- (1) 法令、関連通知及びガイダンス（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを追加する）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。
- (2) 個人データを委託業務以外に利用しないこと。
- (3) 個人データの漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。
- (4) 個人データの漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。
- (5) 組合の個人情報取扱責任者は、隨時、委託契約に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるること。
- (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。
- (7) 組合との直接の契約関係（組合が再委託について許諾している場合を含む。）を伴わない再委託も行わないこと。

【保有個人データの開示】

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書（老人医療に係るもの）を除く。以下「レセプト」という。）の開示にあたっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について（平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保健局保険局長通知）に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。

2 組合のレセプト以外の保有個人データの開示に当たっては、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

【開示手数料】

第16条 開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。

- (1) レセプトは、組合の「診療報酬明細書等の

きる

- (1) 法令、関連通知及びガイダンス（当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを追加する）を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。
- (2) 被保険者等の個人情報を組合の事業目的以外に利用しないこと。
- (3) 被保険者等の個人情報の漏えい等が生じた場合には、契約を解除すること。
- (4) 被保険者等の個人情報の漏えい等により損害が生じた場合には、損害賠償を行うこと。
- (5) 組合の個人情報取扱責任者は、隨時、委託契約に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるること。
- (6) 個人情報取扱責任者から問題が指摘された場合には、速やかに必要な措置を行うこと。
- (7) 再委託を行う場合には、被再委託者を明示し、上記各号を遵守させること。

【保有個人データの開示】

第15条 組合が保有する診療報酬明細書、調剤報酬明細書、及び訪問看護療養費明細書（老人医療に係るもの）を除く。以下「レセプト」という。）の開示にあたっては、「診療報酬明細書等の被保険者等への開示について（平成17年3月31日保発第0331009号厚生労働省保健局保険局長通知）に基づき取扱い、レセプト開示に係る具体的取扱いについては、組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」に則り処理を行う。

2 組合のレセプト以外の保有個人データの開示に当たっては、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

【開示手数料】

第16条 開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。

- (1) レセプトは、組合の「診療報酬明細書等の

開示に係る取扱要領」に定める手数料を徴収する。

(2) レセプト以外の保有個人データの開示に当たっては、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に定める手数料を徴収する。

【保有個人データの訂正及び利用停止等】

第17条 本人から、法第34条第1項に定める
訂正等を求められた場合及び法第35条第1項に定める利用停止等を求められた場合は、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

の開示に係る取扱要領」に定める手数料を徴収する。

(2) レセプト以外の保有個人データの開示に当たっては、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に定める手数料を徴収する。

【保有個人データの訂正及び利用停止等】

第17条 被保険者等本人から、個人データの内容が事実でないという理由によってデータの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合、若しくは個人データが、特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われる、偽りその他不正の手段により取得される、また特定個人情報が番号法において限定的に明記された場合に違反して違法に第三者に提供されるなどの理由によって、データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合、組合の「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理を行う。

【個人情報相談窓口の設置】

第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情（以下「苦情等」という。）の適切な処理を行うため、組合に個人情報苦情相談窓口を設置する。

2 本人から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

【監査】

第19条 監事は、個人情報保護の徹底について、監査を毎年1回実施する。

2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人情報取扱責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

【損害賠償】

第20条 組合の役職員及び組合会議員は、故意又は重大な過失による個人データの漏えい等により、損害を及ぼした者は、健康保険組合とともに賠償の責を負う。

2 組合の役職員及び組合会議員並びに組合は、

【個人情報相談窓口の設置】

第18条 個人情報の取扱いに関する相談や苦情の適切な処理を行うため、組合に個人情報苦情相談窓口を設置する。

2 被保険者等から苦情等の申し出があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ個人情報取扱責任者に報告しなければならない。

【監査】

第19条 監事は、個人情報保護の徹底について、監査を毎年1回実施する。

2 前項の監査により、監事から問題点の指摘等があった場合には、個人情報取扱責任者は、速やかに必要な措置を講じなければならない。

【損害賠償】

第20条 組合の役職員及び組合会議員は、被保険者等の個人情報の漏えい等により、被保険者等に損害を及ぼしたときは、健康保険組合とともに賠償の責を負う。

2 組合の役職員及び組合会議員並びに組合

前項の個人データの漏えい等の時期に、適正な保護措置をしていたと認められる場合、その責めを免れる。

【懲戒】

第21条 職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、服務規程等（就業規則）に基づき、懲戒する。

【漏えい等の事故にかかる対策】

第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。

2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイダンスⅢ6に定める対応並びに地方厚生（支）局への報告を速やかに実施するものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程の別表1と別表2は、令和4年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年12月2日から施行する。
この規程の別表1と別表2は、令和6年12月2日に削除する

は、前項の被保険者等の個人情報の漏えい等の時期に、適正な保護措置をしていたと認められる場合、その責めを免れる。

【懲戒】

第21条 職員が、本規程並びに関連規程に違反した場合は、服務規程等（就業規則）に基づき、懲戒する。

【漏えい等の事故にかかる対策】

第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。

2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイダンスⅢ6に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程の別表1と別表2は、令和4年10月1日から施行する。

別表1 (廃止) H〇Y A健保組合が保有する個人情報

個人情報の種類		個人情報の内容
被保険者	被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、当初取得日、資格喪失日、標準報酬月額、標準報酬賞与額、報酬・ <u>賞与実績</u> 、被扶養者の有無、住所、銀行口座、社員番号(会社)、所属コード、個人番号、メールアドレス <u>その他被保険者等にかかる情報</u>
	任意継続被保険者適用情報	記号・番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、資格喪失時の標準報酬月額、被扶養者の有無、 <u>メールアドレス</u> 、 <u>銀行振込口座</u> 、 <u>郵便局保険料納入口座</u> <u>住所所在地等連絡先</u>
	被保険者レセプト情報	<u>・診療報酬明細書(レセプト)記載情報</u> 本家区分、診療区分、保険者番号、記号・番号、給付割合、診療年月、府県コード、医療機関コード、氏名、性別、生年月日、特記事項、職務上の事由、医療機関の所在地及び名称、診療科、傷病名、診療開始日、転帰、診療実日数、決定点数、公費点数、一部負担金額、患者負担金額、外来負担金額、入院負担金額、高額療養費金額、薬剤負担金額、薬剤負担金額公費分、食事療養日数、食事療養日数公費分、食事療養決定額、食事療養決定額公費分、食事療養標準負担額、食事療養標準負担額公費分、診療内容、画像(レセプト画像)、 <u>医療費等にかかる情報</u> <u>その他被保険者等にかかる情報</u>
	被保険者健康 <u>診査</u> ・ <u>保健指導</u> 情報	記号・番号、被保険者・被扶養者・事業所担当者氏名および住所、生年月日、電話番号、事業所名、事業所社員コード、受診費用、健診別給種コード、健診未実施項目、健診種目名、健診受診日、健診機関名、健診機関所在地、画像(レントゲン写真)、 <u>健診・問診結果</u> 、相談・指導内容、 <u>指導結果</u> 、保健師・看護師名、疾病既往歴、家族既往歴、生活状況、保養施設利用状況、 <u>その他被保険者等にかかる情報</u>

<p>被保険者現金給付 情報</p>	<p><u>(療養費関連)</u> 記号・番号、氏名、生年月日、傷病名 <u>柔道整復師、あんま、はり、きゅう、マッサージ師等にかかる情報、</u> <u>施術柔道整復師名、施術年月、施術金額、柔道整復師の振込先口座、治療用装具内容、装着日、</u> <u>その他被保険者等にかかる情報</u></p> <p><u>(移送費関連)</u> 記号・番号、氏名、生年月日、<u>移送経緯、費用、申請理由等、</u> <u>その他被保険者等にかかる情報</u></p> <p><u>(傷病手当金関連)</u> 記号・番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、振込口座、受診医療機関名、受診年月、傷病名、給与所得、基礎年金番号、医療費、<u>年金受給額、前年度所得（非課税者のみ）、証明先医療機関名、労務不能期間、労務不能期間に受けた報酬額、労務不能期間の出勤状況、医師の意見にかかる情報、</u> <u>その他被保険者等にかかる情報</u></p> <p><u>(出産手当金・出産育児一時金関連)</u> 出産（予定）日、出生児数、出生児名、続柄 <u>出勤状況、休業期間中の報酬額、出産への処置にかかる情報、</u> <u>その他被保険者等にかかる情報</u></p> <p><u>(埋葬料（費）関連)</u> 死亡年月日、死亡原因（病名）、除籍謄本記載内容、埋葬に要した費用（埋葬料のみ）、請求者住所・電話番号・振込口座 <u>その他被保険者等にかかる情報</u></p>
-------------------------------	--

	庶務・選挙情報	組合会議員立候補者氏名、推薦人氏名、記号・番号、組合会議員氏名、理事他役員氏名、就任時年齢、各選挙長氏名、各選挙立会人氏名、事業主氏名、事業主代理人氏名、
被扶養者	被扶養者適用情報	氏名、生年月日、性別、被保険者との続柄、職業（学校名）、月平均収入額、同居別居の別、住所、前年度等直近の所得、国民年金基礎年金番号、 <u>配偶者のメールアドレス</u>
	被扶養者レセプト情報	被保険者レセプト情報と同じ
	被扶養者健康診査・保健指導情報	被保険者健康診査・保健指導情報と同じ
	被扶養者現金給付情報	記号・番号、氏名、生年月日、被保険者との続柄、 <u>その他被保険者現金給付情報と同じ</u>

上記のうち、適用及び現金給付情報において個人番号が付された情報については、特定個人情報として取扱うものとする

別表2 (廃止) HOYA 健康保険組合の通常業務で想定される主な利用目的

1. 被保険者等に対する保険給付に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

- ・被保険者資格の確認、被扶養者の認定並びに健康保険被保険者証の発行管理
- ・保険給付及び付加給付の実施
- ・番号法に定める利用事務

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・高額療養費及び一部負担金還元金等の自動払いにおける給与口座（事業主）への支払い
- ・海外療養費に係る翻訳のための外部委託
- ・第三者行為に係る損害会社等への求償
- ・健保連の高額医療給付の共同事業
- ・番号法に定める情報連携
- ・被保険者等の資格等のデータ処理の外部委託

2. 保険料の徴収等に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

- ・標準報酬月額及び標準賞与額の把握
- ・健康保険料、介護保険料、調整保険料の徴収

3. 保健事業に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健康の保持・増進のための健診、保健指導及び健康相談
- ・特定健診、保健指導の実施
- ・健康増進施設（保養所等）の運営

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・特定健診、保健指導の実施状況管理及び国への報告
- ・保健指導、健康相談に係る産業医への委託
- ・医療機関への健診の委託
- ・健康増進施設(保養所等)の運営の委託
- ・コラボヘルスの一環である健診結果の事業者への提供
- ・被保険者等への医療費通知

4. 診療報酬の審査・支払に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

- ・診療報酬明細書（レセプト）等の内容点検・審査

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・レセプトデータの内容点検・審査の委託
- ・レセプトデータの電算処理のためのパンチ入力、画像取込み処理の委託

【審査支払機関への情報提供を伴う事例】

- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための加入者情報の提供
- ・オンライン資格確認等システムを利用したレセプト振替のための再審査請求に係る加入者情報の照会及び提供

5. 健康保険組合の運営の安定化に必要な利用目的

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

- ・医療費分析・疾病分析

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・医療費分析及び医療費通知に係るデータ処理等の外部委託
- ・健康保険組合連合会本部における医療費分析事業への参画

6. その他

【健保組合等の内部での利用に係る事例】

- ・健保組合の管理運営業務のうち、業務の維持・改善のための基礎資料

【他の事業者等への情報提供を伴う事例】

- ・第三者求償事務において、保険会社・医療機関等への相談又は届出等

7. 特定個人情報

番号法第19条第7号において定められた他の医療保険者又は行政機関(以下「他機関」という。)との情報連携における利用目的

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・傷病手当金、高額療養費等保険給付審査事務にかかる給付情報等
- ・高齢受給者負担区分判定等にかかる課税・非課税情報
- ・被保険者資格取得事務にかかる他機関における資格情報
- ・被扶養者認定事務にかかる課税・非課税、住民票関係情報等
- ・保険給付及び任意継続被保険者の保険料の還付の事務にかかる公金受取口座の情報

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・高額療養費、出産、葬祭関連給付等、他機関の給付事務にかかる組合における保険給付関連情報
- ・資格取得、被扶養者認定等、他機関の資格確認事務にかかる組合における資格取得、被扶養者資格関連情報

8. オンライン資格確認等システムの利用に係る利用目的

【他機関の事務執行の為、組合が情報を提供する場合】

- ・被保険者等の資格関連情報及び特定健診データの登録

【組合の事務処理執行の為、他機関より情報を受ける場合】

- ・特定健診データ

H O Y A 健康保険 個人情報保護法に基づく公表事項

1. 個人情報の利用目的

当組合は、次の利用目的で個人情報を取り扱います。これらの利用目的を変更する場合は、本人に通知又はホームページ等に公表します。

個人情報の類型	利用目的
資格に関する情報	加入者の管理、標準報酬月額の決定、保険料の徴収、各種証の発行管理、オンライン資格確認システムへの連携、番号法に基づく情報連携、住基情報との突合確認
被保険者及び被扶養者の収入に関する情報 被扶養者(被扶養者になろうとする者を含む) 及びその同居家族の収入及び身分関係に関する情報	被扶養者の認定・検認、高齢受給者証及び標準負担額減額認定証の発行管理 被扶養者の認定・検認
資格喪失者が加入する保険者に関する情報	レセプト振替の実施、保険者間調整の実施
現金給付に関する情報	保険給付の審査・支払、番号法に基づく情報連携
レセプトに関する情報	保険給付の審査・支払、医療費通知の発行、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした医療費分析、健康保険組合連合会に対する高額医療交付金の申請
加入者の口座情報	保険給付の支払、補助金の支払、保険料等の還付
健康診査に関する情報	未受診者への受診勧奨、保健指導対象者の特定、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした健診結果の分析、要医療者に対する受診勧奨、国に対する特定健診の実績報告、オンライン資格確認システムへの連携
保健指導に関する情報	保健指導の利用勧奨、加入者の健康管理及び施策立案を目的とした保健指導結果の分析、国に対する特定保健指導の実績報告
保健事業（各種補助）に関する情報	利用者の管理、補助金の審査・支払
保健事業に関する情報	利用者の管理
被保険者の労務状況に関する情報	傷病手当金の審査・支払、出産手当金の審査・支払
医師等への照会で得た療養状況に関する情報	傷病手当金の審査・支払、療養費の審査・支払
第三者行為（交通事故等）に関する情報	加害者及び保険会社に対する求償
当組合の議員に関する情報	組合会・理事会に関する連絡、選挙の実施、研修の実施
当組合の従業員に関する情報	雇用の管理、研修の実施、福利厚生の提供

※保有個人データの利用目的は、上表と同一です。

※個人情報保護法第21条第4項各号に定める次の場合は、利用目的の通知・公表を行わないことがあります。

- (1)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- (2)利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4)取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

2. 安全管理措置の内容

組織的の安全管理措置	個人情報取扱責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員及び当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や組合規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への緊急連絡体制を整備しています。個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、監事による監査を実施しています。
人的の安全管理措置	個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に定める他、個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施し、その効果を検証し、個人情報保護の施策に生かしています。
物理的安全管理措置	個人データを取り扱う区域において、職員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
技術的安全管理措置	個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスやマルウェア等から保護する仕組みを導入し、常に見直すとともに、このような情報システムには厳格なアクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

3. 保有個人データの開示等の請求に応じる手続

当組合が定める要領に基づき、保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等（訂正・追加・削除）又は利用停止等（利用停止・消去・第三者提供の停止）の請求に対応します。詳しくは、以下のページをご確認ください。

（※開示要領や様式を掲載している自組合のホームページのURLを記載する。）

4. 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

HOYA 健康保険組合 事務長

〒164-8545 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパーク中野6階

電話：03-5913-2441